

保険期間
31日以内用

ご参加の皆様へ

近畿日本ツーリストからの海外旅行保険のご案内

平成29年9月作成

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
お申込みの際は、「重要事項説明書」を必ずお読みください。

保険期間(旅行期間)
3日間

こんな場合に役立ちます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

治療・救援費用／応急治療・救援費用

ケガ

旅先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

- ・旅先での病気が原因で治療が必要になった場合
- ・旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合^{*2}



救援費用

ケガや病気で継続して3日以上^{*3}の入院。
家族に駆けつけてもらうことになった場合



*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもっても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間31日までの契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分、救援費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救援費用保険金額300万円超の場合）。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。補償内容の詳細については、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

*3 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

賠償責任

人にケガをさせてしまった場合や、ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合



偶然事故対応費用^{*}

海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故により、費用の負担を余儀なくされた場合



携行品損害^{*4 *5 *6}

旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合や、デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合



*4 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

*5 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

*6 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

*7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。

- ①交通費
- ②宿泊施設の客室料
- ③国際電話料等通信費
- ④渡航手続費
- ⑤渡航先での各種サービス取消料等
- ⑥食事代
- ⑦身の回り品購入費^{*8}

*8 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかつた場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。

海外旅行中の「困った」を解決する

【対象】
サービスによっては保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様となります。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク

・日本語で対応^{*9} ・24時間年中無休

海外からのお客様のお電話を日本（東京）の東京海上日動海外総合サポートデスクで受付いたします。

※ 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※ 戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※ お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※ サービス内容は予告なく変更される場合があります。

※ 9 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

2. キャッシュレス・メディカル・サービス

キャッシュレス・メディカル・サービスは、病院の窓口で受診料をお支払いいただかずに受診ができるサービスです。

※ 治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約のお客様で、持病の症状の急激な悪化により受診される際は、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

上記のほかにも、様々なサービスがございます。詳細は「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

旅行開始日のご年齢からタイプをお選びください。

＜保険料表＞

被保険者の年齢 (保険の対象となる方)	69歳以下	70歳以上	
補償項目 タイプ名	1B	1C	
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	
傷害後遺障害 (※10)	1,000万円	1,000万円	
治療・救援費用 (※11)	5,000万円	5,000万円	
応急治療・救援費用 (※12)	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	—	
賠償責任	3,000万円	3,000万円	
携行品損害	10万円	10万円	
偶然事故対応費用	5万円	5万円	
+		+	
<オプション(自動セット)> 旅行変更費用担保特約 (中途帰国費用のみ)	10万円	10万円	

＜保険料＞

日数	1B+オプション	1C+オプション
合 計 保 險 料 (3日間)	4,040円 (50円)	4,730円 (50円)

()内はオプション保険料の内訳です。

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等*13」と合計して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。
 - ①始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
 - ②ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
 - スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。
 - 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、後記「海外旅行保険のご説明」をご確認ください。

* 10 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

* 11 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「海外旅行保険のご説明」もあわせてご確認ください。

* 12 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

* 13 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

■海外旅行保険 補償の概要等

海外旅行保険のご説明

※「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

●「保険期間31日以内」「保険期間31日超」共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合は、死亡を含みます。)	傷害死亡保険金の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、国外の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変＊1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦筋肉疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑧ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金の4%～100%＊2 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	* 2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限ります(後遺障害等級限定補償特約)が自動セトされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセトしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセトされます。
治療・救援費用保険金	<p>●治療費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受けられた場合 * 3 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊5により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救援費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死にされた場合(事故によりただちに死亡された場合は、死亡を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上＊6継けて入院された場合(病気の場合には、旅行中に医師の治療を開始したとき)に限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死にされた場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によて緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等</p> <p>* 6 午前0時をまたぐ場合は、2日と數えます。</p>	<p>●治療費用部分</p> <p>下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①～③、⑥、⑦)については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になつた通信費、交通費、③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)④入院のため必要になつたa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気についてbについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するため必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担する金額を予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>●救援費用部分</p> <p>ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額</p> <p>①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者2名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分か救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手續費、現地での諸経費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額)、治療費用部分で支払われるべき金額から差し引きます。) ⑥遭難処理費用(100万円まで)</p> <p>※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象になりません。 a. 日本国において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払がなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分</p>	<p>上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ●海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金をお支払いの対象となります。)</p>
疾病死亡保険金	<p>①海外旅行中に病氣で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊3により、旅行終了後72時間経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊10により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	疾病死亡保険金の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	<p>上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ⑪ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)</p>
賠償責任保険金	<p>海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害＊11を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 * 11 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイヒ・ボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p>	損害賠償金額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	<p>上記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対する賠償する損害賠償責任 ・航空機・船舶＊12、車両＊13、銃器(空氣銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族＊7に対する賠償責任</p> <p>* 12 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 * 13 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。</p>
携行品損害保険金	<p>海外旅行中に携行品＊14が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 * 14 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。 現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・試書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。また、仕事のために使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。 * 15 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額＊16 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ※携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限り保険期間を通して30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>* 16 損害額とは？ 損害が発生した携行品の時価額＊17をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額＊17のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の路線および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>* 17 時価額とは？ 再取得価額＊18から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。</p> <p>* 18 再取得価額とは？ 保険の対象となる同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものへの再取得するのに必要とする額をいいます。</p>	<p>上記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さひ、変色、虫食い ●携行品の置き忘れまたは紛失＊19 ⑫ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害、差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)</p> <p>* 19 置き忘れた場合は紛失後の盗難を含みます。</p>

*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。
 *4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。
 *5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
 *7 6親等内の血族、配偶者 *4または3親等内の姻族をいいます。
 *8 婚姻の届出をしていない方が事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件すべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)
 ①婚姻意思 *5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 *9 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)
 *10 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

●「保険期間31日以内」のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合																		
疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金	<p>●治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 *1により医師の治療を受けられた場合</p> <p>●救援費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾患は含まれません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化 *1により3日以上 *2続けて入院された場合</p> <p>* 2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p> <p>※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 *1 症状の急激な悪化とは? 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもつても避けられない症状の変化をいいます。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住院(保険の対象となる方が入院した最終目的国)の病院または診療所を含みます。(等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。)</p>	<p>●治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>●救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族 *3 の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名まで) 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)</p>	<p>たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前ににおいて、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ベースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な費用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用</p>																		
偶然事故対応費用保険金	<p>海外旅行中の予期せぬ偶然な事故 *6により保険の対象となる方が海外旅行中に下記a. ~g. の費用の負担を余儀なくされた場合</p> <p>a. 交通費 b. 宿泊施設の客室料 c. 國際電話料等通信費 d. 渡航先での運賃 e. 渡航先での各種サービス取消料等 f. 食事代 *7 g. 身の回り品購入費 *7</p> <p>* 6 予期せぬ偶然な事故とは? 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。 * 7 食事代および身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【○: 対象/×: 対象外】</th> </tr> <tr> <th>費用の範囲</th> <th>費用を負担した場所</th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th>出発地</th> <th>乗継地</th> <th>目的地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 食事代 *8</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>g. 身の回り品購入費 *9</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	【○: 対象/×: 対象外】			費用の範囲	費用を負担した場所			出発地	乗継地	目的地	a. 食事代 *8	○	○	×	g. 身の回り品購入費 *9	×	×	○	<p>実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払ひ戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)</p> <p>※お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a. ~f. の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f. 食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g. 身の回り品購入費については、a. ~f. とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)</p> <p>※費用の発生または拡大を防止するために必要な費用等に 대해서も保険金をお支払いする場合があります。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貰お支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p> <p>* 8 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります。 ①搭乗する予定であった航空機の時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定期刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機への搭乗です 乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと * 9 航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかっただけの場合で、航空機が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。</p>	<p>前記の①~④、⑥に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科病 ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ</p>
【○: 対象/×: 対象外】																					
費用の範囲	費用を負担した場所																				
	出発地	乗継地	目的地																		
a. 食事代 *8	○	○	×																		
g. 身の回り品購入費 *9	×	×	○																		

* 3 6親等内の血族、配偶者 *4または3親等内の姻族をいいます。
 * 4 婚姻の届出をしていない方が事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件すべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)

①婚姻意思 *5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

* 5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

ご契約に関するご注意

- 帰国予定・帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。
そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 旅行先での運動: 次のような場合には、特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みたいだかないが、保険金が支払われませんので、その旨お申出ください。
・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロドローン機、ウルトラライト機等)をいい、パラグライダーン等のパラグライダーナー型超軽量動力機を除きます。搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
・旅行先で自動車、飛行機等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリーアクション等を行なう場合
③旅行先でのお仕事: 次のような場合には、割増保険料を払い込みたいだかないが、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申出ください。
・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合
④補償の重複について:
・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 *1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の有無をご検討ください。* 2
- 1 海外旅行保険以外の保険契約にセッターリングされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- 2 契約の内容にセッターリングする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- 3 保険料領収証・保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- 4 保険証券・保険契約証または被保険者証について: 代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券・保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券・保険契約証または被保険者証をお渡しするまではお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただけますようお願いいたします。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したもので。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。

なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先 近畿日本ツーリスト株式会社
ECC営業本部 第2営業支店
〒 101-0024 東京都千代田区神田と泉町1-13
TEL 03-6891-9302
FAX 03-6891-9402

<保険会社>
東京海上日動火災保険株式会社
担当課支社: 旅行業営業部 営業第2課
〒104-0061
東京都中央区銀座5-3-16
TEL 03-5537-3492

0703-GJ05-07291-201706



東京 2020 ゴールドパートナー (損害保険)

2017年12月1日以降始期用

<海外旅行保険>

旅行変更費用担保特約のご案内

このような方におすすめします！

- ①急な事情によって、出国前に海外旅行をキャンセルした場合にかかる費用に備えたい！（出国中止費用）
 ②旅行の途中で、急な事情によって、帰国した場合にかかる費用に備えたい！（中途帰国費用）

必ずお読みください！

- ✓ 保険料領収前もしくはご契約された日以前に下表の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払い対象外となります。
 - ✓ 旅行変更費用担保特約（以下「本特約」）は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
 したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
 - ✓ 海外旅行が催行中止となった場合等*1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
 - ✓ 「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することができます。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。
 - ✓ 本特約は、別にお渡しする海外旅行保険のパンフレット記載の契約タイプとあわせてお申し込みください（本特約のみでのお申込みはできません。）。
- *1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。

補償内容のご説明（お支払いする旅行変更費用保険金の内容）

保険金をお支払いする主な場合

- 次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合
- ①死傷・危篤……保険の対象となる方もしくは同行予約者*2（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者*3もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
- ②入院
- (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合（出国前の場合は継続して3日以上*5の入院に限ります。）
- (2) 保険の対象となる方等の配偶者*3または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
- ③遭難……保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等が山岳登はん*6中に遭難された場合
- ④救助……急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
- ⑤火災等……保険の対象となる方等の居住する建物または家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
- ⑥裁判……保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評議人として裁判所に出頭される場合
- ⑦地震・テロ行為等……保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
 - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
 - ・渡航先に対する退避勧告等の発出
- ⑧感染症等……保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨避難指示……保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- *2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。
- *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。）
- ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚約とは異なります。）。
- *5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

保険金のお支払い額

- ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*7を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。
- 出国中止費用
 出国中止したことにより支払った次の費用
- ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
 - ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用
- 等
- 中途帰国費用
 ①企画旅行の場合

$$\text{旅行日程のうち、} \\ \text{中途帰国した} \\ \text{旅行変更費用} \times \frac{\text{以後の日数}}{\text{保険金額*8}} = \text{保険金*9}$$

- ②企画旅行以外の場合
- 中途帰国したことにより支払った次の費用*9
- ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
 - ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用
- 等

*7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。

*8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。

*9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。

- ・中途帰国そのための航空運賃等交通費

- ・中途帰国の行程における宿泊費（14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。）および国際電話料等通信費等の諸雑費（合計して20万円まで）

保険金をお支払いしない主な場合

- ①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用
- ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*10
 - ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・放射線照射、放射能汚染
- 等
- ②次の事由による入院
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・妊娠、出産、早産および流産
 - ・歯科疾病
- 等
- ③次の事由による死亡・危篤または入院
- ・山岳登はん*6、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中に生じたケガまたは病気
- 等
- ④保険料領収前またはご契約された日以前に「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合は①死傷・危篤・②入院の原因*11もしくは⑧感染症等の原因*12が生じていた場合
- 等
- *10 戰争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- *11 死亡・危篤・入院の原因となつたケガの発生や病気の発病をいいます。
- *12 隔離の直接の原因となつた感染症の発病をいいます。

保険金額(旅行変更費用保険金額)と特約保険料

保険金額(旅行変更費用保険金額)の設定方法

旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。

なお、家族旅行特約をセットしてご契約される場合は、家族全員分の合計金額を目安に設定してください。

(旅行変更費用担保特約) 出国中止費用 + 中途帰国費用

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2か月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3か月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

(旅行変更費用担保特約+中途帰国費用のみ担保特約) 中途帰国費用のみ

保険金額 保険期間	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円
34日まで	280円	550円	830円	1,660円	2,490円	3,330円	4,160円
39日まで	310円	630円	940円	1,890円	2,830円	3,770円	4,710円
46日まで	350円	700円	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
53日まで	390円	780円	1,160円	2,330円	3,490円	4,650円	5,810円
2か月まで	440円	870円	1,310円	2,620円	3,940円	5,250円	6,560円
3か月まで	590円	1,180円	1,770円	3,530円	5,300円	7,070円	8,830円

*保険期間は海外旅行保険パンフレット記載の契約タイプと揃えてご契約ください。

*上記の保険期間または保険金額以外でのご契約をご希望の場合は、代理店または弊社にお問い合わせください。

このチラシは海外旅行保険・旅行変更費用担保特約の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」や「海外旅行保険パンフレット」をよくお読みください。また、詳細は「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このチラシの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは、ご旅行をお申込みの近畿日本ツーリストの各支店・営業所までお願いします。

〈取扱代理店〉

近畿日本ツーリスト株式会社 東京都千代田区東神田1-7-8 〒101-8641 TEL.03-6891-6822	近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社 東京都新宿区西新宿2-6-1 〒163-0236 TEL.03-6894-7205
株式会社近畿日本ツーリスト北海道 札幌市中央区北二条西2-2-1 〒060-0003 TEL.011-251-2255	株式会社近畿日本ツーリスト東北 仙台市青葉区中央1-7-20 〒980-0021 TEL.022-265-7233
株式会社近畿日本ツーリスト中部 名古屋市中村区名駅南1-27-2 〒450-0003 TEL.052-583-8028	株式会社近畿日本ツーリスト関西 大阪市浪速区湊町1-4-38 〒556-0017 TEL.06-6631-5081
株式会社近畿日本ツーリスト中国四国 広島市中区立町1-24 〒730-0032 TEL.082-221-8191	株式会社近畿日本ツーリスト九州 福岡市博多区綱場町2-21 〒812-0024 TEL.092-281-4888
株式会社近畿日本ツーリスト沖縄 那覇市久米2-4-16 〒900-0033 TEL.098-861-9118	株式会社KNTビジネスクリエイト 東京都新宿区西新宿8-14-24 〒160-0023 TEL.03-6730-3222
株式会社KNT-CTグローバルトラベル 東京都千代田区東神田1-7-8 〒101-8641 TEL.03-6891-9310	〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕 〔2017年10月1日から〕

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課〉 旅行業営業部営業第二課

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061 TEL.03-5537-3492

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>